

令和 7 年

東部知多衛生組合議会
第 2 回定例会会議録

令和 7 年 8 月 2 6 日（火）開会

令和 7 年 8 月 2 6 日（火）閉会

東部知多衛生組合

令和 7 年東部知多衛生組合議会第 2 回定例会会議録

令和 7 年東部知多衛生組合議会第 2 回定例会は、令和 7 年 8 月 26 日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1 番 早川高光	2 番 本田雅志	3 番 藤本宗久
4 番 近藤ひろひで	5 番 岡島ゆみこ	6 番 林ゆきひろ
7 番 鏡味昭史	8 番 間瀬宗則	9 番 前田明弘
10 番 竹内卓美	11 番 新美三喜雄	12 番 伊東輝彦

2 不応招議員

なし

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 2 時 00 分 開会

令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 3 時 10 分 閉会

6 地方自治法第 121 条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 岡村秀人 副管理者 小浮正典 副管理者 日高輝夫
副管理者 田中清高 副管理者 山口智絵子 監査委員 井上 新
会計管理者 今村みよし
事務局長 宇佐見恭裕 総務課長兼業務課長 三ツ矢 誠
総務課長補佐 浅田貴志 業務課長補佐 堀田正尊
総務課庶務係長 石咲美佳 業務課クリーンセンター係主査 青山一平
〈関係市町〉

大府市 市民協働部長 中村 浩 環境課長 太田雅之
豊明市 経済建設部長 星子恭士 環境課長 松本裕介
東浦町 環境課環境マネジメント係長 加藤麻子
阿久比町 建設経済部長 小野寺哲哉 環境課長 河合裕司

7 職務のため議場に出席した者

書記 宇佐見恭裕 書記 三ツ矢 誠 書記 浅田貴志

8 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定

日程第 3		一般質問
日程第 4	諸報告	例月出納検査の結果に関する報告について
日程第 5	議案第 5 号	東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 6	認定第 1 号	令和 6 年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（早川高光）

皆さん、こんにちは。

皆様方におかれましては、各市町の 9 月定例会前の大変お忙しい中、また、お暑い中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議には、傍聴者がございます。許可をいたしましたのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

ただ今の出席議員は 12 名で、定足数に達しております。

よって、令和 7 年東部知多衛生組合議会第 2 回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第 121 条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

ここで、管理者からご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、令和 7 年東部知多衛生組合議会第 2 回定例会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から環境行政に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

令和 6 年の元日に発生した能登半島地震では多くの地域が甚大な被害にみまわれました。当組合では災害廃棄物を受入れ、被災地の復興に向けた取組を進めてきたところでございます。この 6 月には、大規模自然災害発災時に被災地支援活動を実施した団体等に対し、環境大臣から感謝状をいただきました。今後も被災地復興への支援に取り組んでまいります。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、1 件の議案及び令和 6 年度の決算認定 1 件でございます。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。どうかよろしくご審議のうえ、お認め賜りますよう、お願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（早川高光）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、4番近藤ひろひで議員及び7番鏡味昭史議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、あらかじめ議会運営委員会におきまして、確認されております。それぞれ申し合わせ事項に従いまして、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

6番、林議員、自席にてお願いいたします。

○6番議員（林ゆきひろ）

それでは一般質問を始めさせていただきます。今回、可燃ごみの処理施設の長期包括の運營業務委託における適切な運営の管理や評価ということで質問をいたします。

この議会、初めての一般質問でありますので、これまでの経緯等ですね、もしかしたら以前一般質問があったことと重複するかもしれませんが、ご了承ください。

可燃ごみの処理施設の運営についてですけれども、令和4年度から長期包括の業務委託というふうになっております。東部知多衛生組合の予算額にして約4割を占め、非常に重要かつですね、根幹の業務を担っているというふうに認識しております。長期包括の運營業務委託、これを行うことのメリットデメリットがあると思うんですけれども、デメリットとして一般的に職員が業務に直接携わることが少なくなつて、業務内容の詳細だったりとか、遂行状況等分からなくなつてしまつたり、あるいは職員の技術力の低下を招いたり、そういうような恐れがあります。適切に業務を遂行できているのか、どのように監視強化、効果検証を行っているのかということについて質問をいたします。

まず1点目。可燃ごみの処理施設の運営、これをまず長期包括の運營業務委託とした経緯や目的、効果についてお話してください。

2点目。この長期報告の運營業務委託は、金額にして10年間で約111億3,200万というような、大きな金額の契約でありますけれども、これが随意契約になっております。いわゆる2号随契ということで、性質、または目的が競争入札に適さないものというふうなものですけれども、なぜ競争入札に適さないものなのかどうか、この理由をお教えてください。

そして、この東部知多衛生組合の可燃ごみ処理施設、これはシャフト炉式のガス化熔融炉、溶化方式というふうになっておるんですけれども、この方式で運営できる事業者というのはほかにないんでしょうか。

3点目。受注業者がですね、こちらの決算の実績報告書を見ますと、東部知多衛生組合特定委託業務共同企業体というふうになっておりますけれども、これはどのような企業が担っているのでしょうか。企業体のその中では複数企業があれば、その企業名であつたりとか、役割などを聞かせていただければ。

4 点目。長期包括の運營業務委託ということで、当然モニタリング等されているかと思いますが、そのモニタリングは誰がどのような点を確認をされているのか、モニタリングのチェック項目等もあればお聞かせください。

最後 5 点目。例えば、指定管理者制度ですと、モニタリング結果とか、あるいは運営評価というような形で、多くの自治体が公表しているかと思うんですが、今回、指定管理ではないんですが、先ほど冒頭申し上げたように、東部知多衛生組合のかなり大きな業務を担っておりますので、業務の実行状況といいますか、運営状況等ですね、しっかり公表していくべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上 5 点、お願いします。

○議長（早川高光）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

可燃ごみ処理施設の長期包括運營業務委託における適切な運営管理・評価について、順にお答えさせていただきます。

ご質問の 1 点目「可燃ごみ処理施設の運営を長期包括運營業務委託とした経緯、目的、効果は。」についてでございますが、竣工当時、東部知多クリーンセンターの業務は運転・維持管理等を単年度委託契約で事業者が発注する「一部運営委託」で行ってまいりました。そのため、毎年度、契約に係る事務手続きを行う必要があるほか、長期的に安定した運営を行うために必要な人材確保、維持管理費等の委託料や工事費が年度ごとに変動することに伴いまして、組合市町にご負担いただく負担金にも影響が出るなど課題となっておりました。

令和元年度から稼働した新施設は、環境負荷の低減とコスト削減を図るため、より高度な技術を必要とするシャフト炉式ガス化溶融方式を採用いたしました。この方式の施設を円滑に運営するためには、高度な専門知識と技術を持った技術者による継続的な管理が必要不可欠であり、また、これまでの課題を解決する手法として、令和 4 年度から長期包括運營業務委託を導入しております。

長期包括運營業務委託の目的と効果といたしましては、高度な技術を持つ事業者への運営を委託することで専門性が確保され、専門業者によるノウハウを活用した施設の安定稼働と効率的な運営を図れることに加えまして、専門業者による効率的な管理により、人件費や維持管理費のコストを削減することができております。

施設運営に関わる資格者を委託により継続的に雇用できること、コークスを始め、施設運営に必要な不可欠な原材料を世界情勢の急激な変化による価格変動の中でも安定的に確保できること、施設の計画的な予防修繕ができることも効果として挙げられます。

結果として、維持管理費等の委託料や工事費の平準化を図ることができ、事業者が長期的に適切な施設の維持管理を実施することで、安定した施設の稼働と長寿命化にも繋がっております。

また、長期包括運營業務委託に移行しても組合職員がこれまでと同様に事業者に対して適切な指導ができるように公益社団法人全国都市清掃会議や一般財団法人日本環境衛生センターの講習を受講するなど、ノウハウの継承とスキル等の向上を図っております。

次にご質問の２点目「運営事業者は、随意契約（２号）となっている理由は。東部知多衛生組合と同様の「シャフト炉式ガス化溶融方式」で運営できる事業者は他にないのか。」についてでございますが、長期包括運営業務委託導入の際に、長期包括運営業務を受託できる事業者の実績や要件から、令和元年度から３年間の運営業務を委託していた事業者と他のプラントメーカーに対して当施設の運営業務への参加意向を確認したところ、プラントメーカーからは辞退の回答がございました。また、参加の確認ができた当時の委託事業者からは、同一グループの親会社とのＪＶによる運営の提案とＪＶによる運営であれば、参加可能との回答がございました。

新施設のシャフト炉式ガス化溶融方式は、受託事業者の同一グループの親会社が独自に開発・実用化したものであり、同社以外にこの技術を持つ事業者が存在しないため、安定した施設の維持管理と技術サポートを確実に受けるためには、この技術を保有する事業者に直接委託する必要性がありました。現在、東部知多クリーンセンターで採用しているシャフト炉式ガス化溶融方式を同様に運営できる事業者は、一者のみでございます。

以上のことから地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、契約の性質または目的が競争入札に適さないと判断いたしまして、随意契約といたしました。

次にご質問の３点目「東部知多衛生組合特定委託業務共同企業体」とは、どのような企業か。」についてでございますが、２点目のご質問でお答えした、参加意向を確認した際、当時の委託事業者から同一グループの親会社とのＪＶを組成した企業体が、東部知多衛生組合特定委託業務共同企業体となっております。

この共同企業体は、各社の強みを組み合わせることで、多岐にわたる施設の運営業務を総合的かつ効率的に遂行することを目的として設立されたものでございます。

次にご質問の４点目「モニタリングでは、誰が、どのような点を確認しているのか。」についてでございますが、モニタリングについては、可燃ごみ処理施設長期包括運営業務委託契約条項の第４８条委託者による業務遂行状況のモニタリングにおいて、行うこととなっているため、東部知多衛生組合の職員が、日常的に施設の運営状況を監視しております。

具体的には、事業者から提出される日報、月報、年報等の報告書の内容をもとに、契約内容及び運営業務が適切に実施されているか、施設の安全管理体制、従業員の安全教育、事故発生時の対応や体制は適切か、排出されるガスや溶融飛灰、スラグ、メタルの成分が環境基準等を満たしているか、メンテナンスコストや燃料費等が適切に管理され、予算内で運営されているか、ごみを計画的に処理するにあたり、ごみを貯留するピットの管理や発電状況等、現場責任者から毎日、運営状況について聞き取りを行っております。

また、溶融炉の排ガス等の状況についても、クリーンセンター玄関等のモニターでリアルタイムで確認しております。

最後に、ご質問の５点目「モニタリング結果を公表してはどうか。」についてでございますが、日々の業務は、毎朝、東部知多衛生組合の職員が、日報の提出の際に前日の状況報告と当日の業務の打合せを実施し、トラブル発生時は適切に迅速な対応が行えるように日頃から情報共有をしているため、現在のところモニタリング結果

を公表する考えはございません。なお、周知の必要がある事案が発生した場合は、速やかに組合のウェブサイト等で公表してまいります。

以上でございます。

○議長（早川高光）

答弁が終わりました。6 番林議員。

○6 番議員（林ゆきひろ）

それでは再質問をさせていただきます。まず、1 点目のですね、導入の経緯、効果についてですけれども、先ほどの説明、高度な技術を持っているということで、それを活用して運営をしているということと、あとは人件費ですね、維持管理のコスト削減、調達コスト削減等ありましたけれども、実際にどれぐらいその削減効果が出ているかっていうのは分かるのでしょうか。また、そういった効果検証とはどのようにされているんでしょうかということがまず1 点目。

それから、2 点目と3 点目とですね、事業者についてですけれども、長期包括の前の状況ですと、単年度で契約されていたということで、過去の決算書を見ますと、日鉄環境エネルギーソリューションという会社がですね、随意契約で受けておりました。それから、このそもそものクリーンセンターの建設事業を担っていたところが、新日鉄の重機エンジニアリングですかね、建設を請け負っているというようなことですが、建設を受けた企業とですね、その子会社、関連会社が単年度で運営しているような状況なんですけれども、建設当初からこの一者しか運営ができないってというようなことの今説明だったような気がするんですけど、それは建設当初からこの一者しか運営ができないってというのが、わかっていたということなんですか。そうであるとするなら、可燃ごみの処理施設の建設工事のプロポーサル時点でですね、その後の運営も含めて選定をされたのかどうか、このあたりをもう少し説明していただければと思います。

それから、あと、モニタリングについてですけれども、職員が日常的にですね、安全管理だったりとか、そういったことが確認されているというようなことですが、やはりそのごみ処理施設、まずそもそも、やはり税金で運営している公共のインフラだと思います。その運営状況ですね、やはり利用する住民の方は知る権利があると私は思うんですね。こういった履行状況ですね、非公開ということであれば、本当に業務が履行されているのか、あるいは改善努力があるのかどうかというのが、やはり住民の方は分からない。広域の行政機関としてですね、説明責任が果たされていないのではないかなというふうに思うんですけども。しかもですね、この可燃ごみ処理施設というのは、やはり市民生活にかなり直結するような業務、その市民生活で出るごみの処理、あるいはその環境の負荷だったりとか、災害時の対応だったりとか、非常にそういった住民福祉につながるような施設ですので、よりその運営状況の透明性を高めていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。先ほど、いろいろなことを日々チェックしていることなんですけれども、他にもその施設自体の運転の状況だったりとか、運転の時間、停止時間、あと、炉の稼働の期間だったりとか、温度管理の状況、熱効率とか発電効率とかですね、あと設備一つひとつの故障とか、異常の有無だったりとか、様々なことがあるわけですね。そういったことは、市民の方に知らせて、知らせるようなすべといいますか、そういったことが必要ではないかなと

思うんですけども、そのあたりご説明いただきたいということと、あと最後にですね、例えば委託料、令和6年度でいいますと11億7,600万ほど出てですね、かなり金額多いんですけど、これ毎年どのようにチェックされてるかっていうのをしっかり確認をされているのか。先ほどの説明ですと、一者しか業者がないということなので、万一、無いと思いますけど、経営破綻だったとか、事業停止となった場合、どうなってしまうのかという不安があるわけですので、財務状況を弁護士や会計士とか専門の方がチェックするという、そういう体制になっているのか、あるいは委託先の業者の従業員給与水準であったりとか、労働の環境、福利厚生等、そういったところまできちんとモニタリングなのか、監視なのか、そういったところで把握されているか。このあたりのところまで説明いただきたいと思います。

○議長（早川高光）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

まず、経費についてでございます。まず、委託料の方はですね、仕組みとしまして、運営している中で、固定費というのと、変動費というものがございます。その固定費の方は、ここで働く人の人件費、それからあと運営に必要な資材や部品等の費用、それから定期整備費用となっております。

それから変動費。こちらの方は、ごみを処理するために必要なコークスや重油、薬剤などの費用で、これはごみ処理量によって変動する費用となっております。実際のところ、固定費と変動費の合計によって毎月の委託料というのが変わってまいります。変わってくるんですけども、もともとの今回の固定費と変動費というのは、令和4年のスタートの時から積算の仕方と同じであって、委託料が上がっていく仕組みとしましては、人件費の高騰、資材の高騰ということで、物価スライドが原因で、もともとの契約自体は令和4年度のものが元となっておりますので、変わっておりません。ですので、この契約によって一者随契することによって、10年経つと金額が上がるというようなことはございません。

それから、契約当初からわかってたのか、プロポーザルの時からということなんですけど、実際のところ、以前のストーカ炉を作っていた業者とは違う業者が建設をしております。こちらのガス化溶融炉については、今の日鉄さんの、特許ではないんですけども、日鉄さんのやり方というのがあって、そこを他のプラントメーカーさんにみてもらうことが難しいというようなことで、以前ここの受入れをできるかどうかという話をした時には、難しいとご辞退があったということもありましたので、プロポーザルの時点から、ここを運営していくのを、事業者もありきではないんですけども、このような施設である以上、なかなか難しいということになっております。

○議長（早川高光）

時間がまいりましたので、6番林議員の一般質問をここで終わらせていただきます。

日程第4、「諸報告」を行います。

例月出納検査の結果に関する報告につきましては、私からご報告申し上げます。

過日、監査委員から議長宛てに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度4月分から5月分まで及び令和7年度4月分から6月分までの例月出納検査の結果に関する報告が提出されました。

皆様のお手元に報告書の写しを配布しておりますので、これをもって報告とさせていただきます。

以上で、諸報告を終わります。

日程第5、議案第5号「東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第5号「東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正をするものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

それでは、議案第5号「東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。議案及び関係参考資料をご覧ください。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

第1条を法律の一部改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

施行期日は、令和7年10月1日です。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終わります。

議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました、挙手全員です。

議案第5号「東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、認定第1号「令和6年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

認定第1号「令和6年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、令和6年度決算を地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和7年7月24日に監査委員の審査をお願いしましたので、同条第3項の規定により、監査意見を付しまして、本日議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきまして、令和6年度の決算規模は、歳入総額30億993万7,028円、歳出総額29億1,187万382円、歳入歳出差引額は9,806万6,646円でございます。

前年度決算額と比較して、歳入は1億7,929万488円、6.3パーセントの増、歳出は1億7,239万2,261円、6.3パーセント増の増額決算となっております。

詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

それでは、認定第1号「令和6年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、事前にお配りしました資料のうち、主に歳入歳出決算書にて、説明させていただきます。

始めに歳入歳出決算書の4ページをご覧ください。

最下段、歳入合計の3列目、収入済額は30億993万7,028円です。右端、予算現額との比較は3,211万2,028円の増となっております。

この要因は、主に2款使用料及び手数料、3款財産収入及び5款諸収入の増によるもので、見込みを上回ったことによるものです。

次に5ページをご覧ください。

表の最下段、歳出合計の2列目、支出済額は29億1,187万382円です。

2列右側、不用額は6,595万4,618円、執行率は97.8パーセントで、令和6年度決算は、前年度比1億7,239万円余の増額決算となりました。主に3款衛生費の委託料、工事請負費及び4款公債費の増によるものです。

結果、表の下、歳入歳出差引残額は、9,806万6,646円となりました。

なお、実績報告書1ページ、2ページには、主だった項目の対前年度増減、事業内容等を記載していますので、併せてご確認をお願いします。

続きまして、事項別明細について歳入から説明します。

決算書の14、15ページをご覧ください。金額については、主に右側のページの収入済額欄を読み上げます。

1款・分担金及び負担金は、24億5,998万4,000円で、前年度比1億5,630万円の増額です。

この要因は、主に需用費、委託料及び公債費の増に伴うものです。また、組合市町の負担金内訳は、備考欄のとおりです。

次に、中段2款・使用料及び手数料は、2億7,171万221円。前年度比1,860万4,224円の増額です。主な要因は、クリーンセンター施設使用料及び温水プール施設使用料の増によるものです。

1 目・浄化センター使用料 8, 6 4 0 円は、行政財産目的外使用料で、電柱、支線の設置使用料です。

2 目・クリーンセンター使用料は、2 億 5, 3 4 5 万 7 4 9 円で、備考欄 1 行目のクリーンセンター施設使用料が主な収入です。

年間の有料ごみの搬入実績については、実績報告書の 1 ページをご覧ください。中ほどあたり、2 款②クリーンセンター使用料から 5 行下、令和 6 年度の年間処理量は、1 万 2, 6 4 4. 7 4 トンで、前年度より 7 6 3. 7 トン増えています。家庭系、事業系とも増加しています。

なお、令和 6 年度は、能登半島地震災害廃棄物を 5 7 7. 0 1 トン、鳥インフルエンザ関連廃棄物を 3 7. 8 2 トン受け入れました。

決算書 1 4、1 5 ページにお戻りください。

3 目・温水プール使用料 1, 8 2 5 万 8 3 2 円。前年度比 3 2 9 万 9 8 0 円の増額となりました。入場者数は前年度比 9, 7 1 2 人増加の 5 万 8, 1 5 3 人となりました。

3 款・財産収入は、2, 2 9 8 万 6, 7 1 1 円です。

うち、1 項 1 目・財産貸付収入 5 1 3 万 7, 6 1 3 円は、葭野最終処分場跡地を駐車場用地として住友重機械工業株式会社に貸付けた収入です。

2 項 1 目・生産品売払収入 1, 7 8 4 万 9, 0 9 8 円は、不燃ごみ処理施設から回収された鉄、アルミ及び可燃ごみ処理施設から産出されたスラグ、メタルの売払収入です。

売却単価の平均は、1 トン当たり鉄が 2 万 8, 7 2 9 円、アルミが 1 1 万 4, 6 8 4 円となりました。鉄は売却量が増加しましたが、売却単価が下落したため、売払収入は 3 8 5 万 7, 8 4 8 円の減額となりました。一方、アルミは売却単価、売却量ともに増加したため、売払収入は 4 4 万 2, 8 8 2 円の増額となりました。また、スラグ及びメタルの売却単価は、ともに 1 トン当たり 1 1 0 円でした。

4 款・繰越金 9, 1 1 6 万 8, 4 1 9 円は、令和 5 年度決算からの繰越金です。

次に 1 6、1 7 ページをお願いします。

5 款・諸収入 1 億 6, 4 0 8 万 7, 6 7 7 円のうち、2 項 1 目・雑入は 1 億 6, 3 8 9 万 6, 1 5 8 円で、前年度比 1 7 6 万 6, 8 9 5 円の減となっています。これは、雑入備考欄の下から 6 番目、可燃ごみ処理施設発電電力売払収入が減額になったことによるものです。

備考欄一番下、不正燃費補償費 2 0 万 4 5 0 円は、当組合が所有していた 1 0 トンダンプが補償対象となったことによるものです。

続きまして、決算書 1 8、1 9 ページからの歳出について説明します。

金額については、主に右側のページの支出済額欄を読み上げます。

1 款・議会費 1 9 ページの支出済額は、4 6 万 7, 9 9 9 円で、執行率は 9 3. 8 パーセント、主な支出は、議員報酬です。

2 款・総務費 1 項 1 目・一般管理費は、5, 7 4 1 万 3, 3 1 7 円で、執行率は 9 8. 3 パーセントです。主な支出は、総務課職員 3 人分の人件費と負担金、補助及び交付金になります。

1 2 節委託料、備考欄の一番下、人事給与システム改修委託料 3 0 万 8, 0 0 0 円は、定額減税に対応するため予備費から充用して実施したものです。

次に 20、21 ページをお願いします。

2 項・監査委員費は、11 万 7,000 円で、監査委員 2 人分の報酬です。

3 款・衛生費 1 項 1 目・浄化センター管理費は、2 億 2,889 万 3,623 円で、執行率は 98.7 パーセント、主な支出は、浄化センター職員 3 人分の人件費及び施設の運転、維持管理費です。前年度比 1,994 万 571 円の増額で、主な要因は、需用費及び工事請負費の増によるものです。

10 節需用費、備考欄の 1 行目消耗品費 2,061 万 5,537 円は、水処理や脱臭用等の処理薬剤及び機械設備の補修用部品等です。2 行下、光熱水費は 4,353 万 3,033 円で、そのうち 99.5 パーセントが電気料金です。その下、修繕料 452 万

7,740 円は機械設備等の修繕です。次に、12 節委託料 4,793 万 9,782 円は、庁舎内日常清掃委託料始め 15 件の委託料で、前年度比 214 万 1,744 円の減額です。

22、23 ページをお願いします。

14 節工事請負費 8,364 万 4,000 円は、除鉄除マンガン装置ろ材取替工事始め 7 件の工事費で、前年度比 1,817 万 2,000 円の増額です。

なお、1 件 100 万円以上の委託事業及び工事については、実績報告書にて個別に事業内容等の説明を記載していますので、後ほどご確認をお願いします。

2 目・クリーンセンター管理費は、15 億 5,448 万 6,454 円で、執行率は 97.1 パーセント、主な支出は、クリーンセンター職員 5 人分の人件費と施設の運転、維持管理費です。前年度比 1 億 1,976 万 4,012 円の増額で、主な要因は、需用費及び委託料の増額によるものです。

24、25 ページをお願いします。

10 節需用費は 1 億 5,263 万 9,197 円で、備考欄の消耗品費 1 億 1,711 万 866 円は、不燃ごみ施設の破砕機部品を購入したことによるものです。3 行下、光熱水費は 2,917 万 7,042 円、うち 70.1 パーセントは電気料金で、クリーンセンターでは、発電した電力を自家消費しています。支出した電気料金は、基本料金及び 2 炉停止し発電がない期間の電力購入分です。その下、修繕料 608 万 430 円は機械設備等の修繕です。12 節委託料 13 億 4,303 万 7,859 円は、廃棄物埋立処分委託料始め 24 件の委託料で、前年度比 5,953 万 8,530 円の増額です。主な要因は、備考欄の上から 3 行目の熔融飛灰資源化委託を開始したこと、また、下から 4 番目にあります、可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託の増額等によるものです。

26、27 ページをお願いします。

14 節工事請負費 1,397 万円は、金属プレス補修工事始め 5 件の工事費で、前年度比 5,239 万 3,000 円の減額です。不燃ごみ処理施設の大規模な整備工事を令和 5 年度に実施したことによるものです。

3 目・洲崎最終処分場管理費、820 万 7,810 円は、洲崎最終処分場の維持管理に要した費用で、執行率は 97.5 パーセント、前年度比 347 万 2,988 円の増額です。排水処理設備制御盤更新工事を実施したことによるものです。

次に、4目・大東最終処分場管理費、961万2,415円は、大東最終処分場の維持管理に要した費用で、執行率は85.4パーセント、前年度比96万210円の減額です。主な要因は、工事請負費の減額によるものです。

2項1目・温水プール管理費は、7,152万490円で、執行率は94.3パーセントです。主な支出は、会計年度任用職員1人に係る人件費及び温水プール維持管理に要した費用です。前年度比559万844円の増額です。主な要因は、需用費及び工事請負費の増額によるものです。

28、29ページをお願いします。

10節需用費2,094万1,755円は、プールの水質管理のための消耗品費、3行下光熱水費の電気代及び水道代です。12節委託料3,934万6,248円は、プール日常清掃委託料始め14件の委託料です。13節使用料及び賃借料、535万4,594円のうち、主なものは備考欄の上から2行目、用地借上料で、温水プール利用者の駐車場として、住友重機械工業株式会社から借り受けたものです。14節工事請負費209万円は、第1種圧力容器の法定検査を受けるための工事を実施したものです。

4款・1項・公債費は、最終処分場建設事業債、ごみ処理施設建設事業債、マテリアルリサイクル推進施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債に係る元利償還金です。うち、1目・元金は、9億6,649万1,467円で、前年度比2,377万7,310円の増額です。これは、令和2年度に借り入れしたマテリアルリサイクル推進施設建設事業債に係る元金償還が始まったためです。

30、31ページをお願いします。

2目・利子は、1,465万9,807円で前年度比136万9,598円の減額です。

5款・予備費は、2款総務費の12節委託料に30万8,000円を充用いたしました。

これ以降、35ページの実質収支に関する調書、40ページからの財産に関する調書については、お目通しをお願いします。また、実績報告書には、説明しました項目以外にも、事業の詳細が記載してありますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上で、認定第1号・令和6年度決算の説明を終わります。

○議長（早川高光）

説明が終わりました。

引き続きまして、決算審査の意見を、審査にあたりました監査委員を代表して、代表監査委員からお願いします。代表監査委員。

○監査委員（井上 新）

ご指名をいただきましたので、認定第1号の決算審査の結果につきまして、ご報告させていただきます。

審査の方法につきましては、令和7年7月24日に管理者から提出されました歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を照合検査するとともに、関係職員の説明を聴取し、計算の過誤、収支の適正等、予算が目的どおり効率的に執行されたかを主眼として、審査をしたものです。

審査の結果につきましては、歳入歳出決算及びその他の調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数については正確であり、それぞれ帳簿記載の金額と一致し、適正に処理がなされていました。また、予算執行時期についても適切であることを認め、的確に執行されたことを確認しました。

令和6年度決算に関しては特段指摘する事項はありません。

当組合では、地震災害廃棄物及び鳥インフルエンザ関連廃棄物の受入れ要請にも柔軟に対応をし、被災地の復興を支援していることや、生産品の売却を始め収益確保のためにさまざまな努力をしていることは評価できます。

また、歳出において、施設の維持管理費が増加している点は、設備の老朽化に加え、エネルギー価格及び物価の高騰、人件費の増加が背景にあると推察しています。

今後も市場動向を注視し、安定的な施設の管理運営が実施されることを要望し、むすびとします。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、決算書、あるいは実績報告書かのどちらかということと、ページ数を示していただいたうえ発言をお願いします。

質疑はありませんか。6番林議員。

○6番議員（林ゆきひろ）

認定議案第1号令和6年度東部知多衛生組合一般会計の歳入歳出決算認定について、大きく3項目質問をさせていただきます。

1点目。決算書25ページ上段にあります、クリーンセンター管理費10節需用費、1番上の消耗品費の1億1,711万866円についてですが、先ほど説明の中で、不燃ごみ処理施設の破砕機の部品の購入というふうにお聞きしました。

これは昨年度と比較しますと、1億1,000万円以上増額しておりますので、まずこの破砕機の部品についてですね、契約金額がいくらなのか、それから耐用年数がどれくらいあるのか、また、この部品はどのぐらいの期間交換をされてなかったんでしょうか。あとですね、高額な部品ですと、東部知多衛生組合議会の議決に付すべき契約の条例でですね、予定価格2,000万円以上の動産の買入れがあるんですけども、これ、議決の取得はされているんでしょうか。

あと同じく25ページの真ん中あたり、12節委託料、上から3段目のですね、溶解飛灰の資源化委託料2,342万848円についてです。これは令和6年度から決算で出てきたものなんですけれども、この溶解飛灰の資源化を実施することになった背景をまずお聞かせいただきたいということと、あと、それからちょっと飛んで実績報告書のですね、13ページの方をみますと、1番上の左上ですね、今回約290トンですね、およそこの全体の4分の1程度の処理料が、資源化ということになっていきますけれども、これはこの会社とですね、どういう契約になっているんですかね。年間これぐらいの290トンの資源化ということが、まあ上限といえますか、目安で委託をされているかということをお願いします。

3点目はですね、決算書に戻りまして、可燃ごみ処理施設のですね、長期包括契約についてで、維持管理もですね、この長期包括契約の中でされていると思うんですが、決算書のですね、25ページの12節の委託料の下の方ですね、下から2行目ですね、自動窓の洗浄装置点検委託、319万ですけども、こういったものだった

たり、27ページの14節の工事請負費で、この中にも可燃ごみのピット照明の補修工事、これ437万8,000円ですね。あとその下の雨水排水ポンプの補修、これもクリーンセンターだと思うんですけども、こういったものがあがっているんですけども、これ長期包括の中で可燃ごみ処理施設ですね、補修だったりとか、点検、維持管理等もですね、契約されてるかなと思うんですけども、委託業者のこの長期包括の中に入っているものと、東部知多が直接委託して、別の業者に委託してやるものとの線引き、このあたりはどのようなになっているのか説明願います。

○議長（早川高光）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

順にお答えをしたいと思います。まず、破碎機の関係でございます。こちらはですね、部品の購入ということで、金額は1億1,550万円でございます。こちら耐用年数については、使用頻度にもよると思うんですけども、今回、買った部品の1番の大きな側みたいなのがですね、不燃ごみ処理施設ができた当時から使っているものであって、中のハンマー、いろいろ破碎するハンマーみたいなものは毎年毎年、補修をかけまして変更はしておるんですけども、今回1番大きなながらについては不燃ごみ処理施設ができてから初めての交換ということになっております。

対応年数については、先ほど申しましたとおり、どれぐらいのものを破壊するかによってかなり変わってくるかとは思いますが、以前に比べればですね、破碎処理する不燃物自体も少し減ってきておりますので、昔に比べれば少し延びているかと思えます。それから、こちらの方が動産として議決を受けているかということなんですけども、こちらについてはですね、あくまでも先ほど説明させて頂いたとおり、部品というような考えをしておりまして、破碎機自体が単体であっても用を足さないというか、確かにコンベアーからつながって破碎機を通して、またコンベアーを通してということでの設備のひとつのところにありまして、その中の交換をしなきゃいけない部品がほとんどのような装置でございますので、あくまで部品的な考え方でおります。

それから2番目の熔融飛灰のことについてでございます。こちらの方の背景については、これまでも武豊にあるアセックという最終処分場の方に全て熔融飛灰は処分しておったんですけども、そちらの方がですね、なかなか受入れが今後厳しくなるということで、受入れ条件を示されたことによって、今まで1,400トンの予定をしていたもののうち300トンをメルテックという会社の方に資源化ということで出させていただいて、引き続きアセックの方は受入れていただける分のマックスのところで行っているという形でございます。

それから、長期継続契約の自動窓洗浄だとか、ピット照明のことについてなんですけども、こちらの方は、建物のいわゆる建築物と、それからごみ処理をする施設というようなところの線引きをさせて頂いておりまして、ごみ処理をする施設の設備については長期包括の方に入れてあります。今回、建物に関するものということで、ピットの照明とかですね、それから窓の洗浄みたいなものは、建築物の方の設備を修繕するというので、こちらの方は、組合側の負担という形で処理しております。以上でございます。

○議長（早川高光）

答弁終わりました。6 番林議員。

○ 6 番議員（林ゆきひろ）

それでは、再質問させていただきます。まず 1 点目の破砕機の部品についてですが、これ、今の説明ですと同一の契約で 1 億 1, 150 万をされているわけですね。これ、ちょっと県の方に確認しましたら、これは消耗品で購入になっているんですけども、消耗品というのは比較的使用期間が短い少額のものであると。

それから、備品は一定期間使用できて、ある程度は金額があるものというような説明。これは地方財務実務提要というところにそういうふう書いてあるそうなんですけども、そういう説明を受けました。さらに国税庁の定義でもですね、使用可能期間が 1 年以上、もしくは金額が 10 万円以上のものが備品となりますとあるので、この金額もそうですし、それから資産性、その側のほうも含めて、ということなので、これ、かなり資産性があるものじゃないかなと思うんですけども、これ、消耗品の定義から外れるんじゃないかなと思っているんですが、なぜこれ消耗品で計上されているのかということと、あと先ほどの議決してないことなんですけども、そういった部品なのということなんですけども、これも県に確認しましたら、動産にあたるというような回答をいただきました。耐久性もあってですね、そういった動産、そもそも民法上ですね、不動産以外のものということでもありますので、動産に当たるということなんですけども、これはあの昨年度ですね、様々な自治体でそういった財産の買入れ議案ができてなくてですね、認定議案を出したというようなことも報道にありましたけれども、消耗品であってもですね、議決は必要です。そういった認識が不足しているとか、消耗品は財産に含まれないといった誤った解釈等ですね、そういった監査結果も出ておりますし、コンプライアンスの審査会でも違法というふうに認められているんですけど、これ、もし住民監査請求出ると非常に不利ではないかなと思うんですけども、このあたりちょっと説明いただきたいと思います。この後、追認識案等考えていないかどうかも含めてお願いします。

あと、2 点目の溶解飛灰の資源化についてですけれども、埋立処分の委託料が令和 5 年度から比較しますと、2, 100 万円から 1, 700 万ということで、400 万減額されて、今回資源化委託で 2, 300 万の費用がかかるということで、環境のことも考えると資源化ということは確かにあるかなと思うんですけども、最終的にですね、これ 290 トンのうち、すべて資源化されてるのか、あるいはそのうちのやはり幾らかは埋立てしなければならないものなのか、どの程度資源化ができるのかっていうのは把握されてますでしょうか。

あと、3 点目。長期包括契約の中で、契約金の中に定期整備とか大規模整備とか、そういったこともあってですね、それが長期包括をするメリットの一つであるんですね。で、修繕とか更新等、維持管理コストを平準化するというふうになるんですけども、これら今の説明、先ほど説明ですと、これら含まれているのは、要するに可燃ごみをするための施設といいますか、設備といいますか、そういったものの部分だけで、建物とか建築物については、組合の方で、これあの予防保全をですね、こういった長期包括の事業者が維持管理、予防保全であるというふうになっているんですけど、建築物の予防保全は組合が行って、設備とかそういったものは事業者が行うと、そういう理解をされていていいですか。以上大きく 3 点ですけど、お願いします。

○議長（早川高光）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

まずは、破碎部品の方ですね。今回購入した不燃ごみを高速で回転する強力ハンマーによって破碎する破碎機の部品でございます。破碎機自身の大きさは縦横２メートルと１．５メートル、高さは２メートルほどございまして、１個３８キロございまして、合計２２個ございます。このハンマーを１分間に８８０回の回転の速さで回転をさせまして、ごみを破碎いたします。納入されました部品点数は合計で１１０点ほどございまして、これをクリーンセンター内で一つ一つ組み立てて破碎機となっております。ハンマー等劣化がはやく、毎年動かす部分もございしますので、部品を交換せずに長期使用できる備品には値しないという形ですね、消耗品という考えでございます。

それから、熔融飛灰についてでございます。こちらについては、熔融飛灰３００トン資源化の方にまわしておりますので、一応、すべて資源化されているというふうな形で考えております。そこの中からですね、またさらに埋めなきゃいけないということは無いような形で考えております。

それから、長期包括の定期か大規模の整備費のなかで、組合がということなんですけれども、こちらについても、議員のおっしゃられるとおり、建築物についての建物の修繕については組合側ということでのご理解で結構でございます。以上です。

○議長（早川高光）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。６番林議員。

○６番議員（林ゆきひろ）

認定議案第１号の令和６年度東部知多衛生組合一般会計の歳入歳出決算認定についてですね、反対の立場で意見させていただきたいと思います。

決算についてですね、全体としては概ね適切に執行されているというふうに感じておるんですけど、やはり最初の質問のただ１点ですね、この１億１，０００万ほどの部品についてですね、やはり見過ごすことができないなと思って、反対させていただきます。やはりこの支出についてですね、いろいろ検討して、県の方にも確認しながらきたんですけども、これ議決に付すべき契約案件で２，０００万以上の動産の取得、これ、そういうふうに定められておりますので、この支出がその基準を大きく超えているというところ、消耗品として処理されていることもですね、今いろいろ質疑で確認できたんですけども、やはりこの１億１，０００万の部品の性質だったりとか、先ほどの大きさ、あるいはその使用期間などを踏まえれば、非常に資産性のある備品ではないかなと思いますので、備品として扱うのが妥当であり、消耗品としてやっぱり処理することはちょっと合理性が欠くのではないかなというふうに思います。仮にこうした処理によってですね、消耗品だからといって議決を回避しようとしたのであれば、非常に問題がありまして、住民の信頼を損なうような、そういった財務運営の透明性あるいは適正性を著しく損なうものではないかなと思っております。

私はその決算認定においてですね、こういった財務処理が、法令や条例に沿ってしっかり行われているかということを確認すべき大事な機会だというふうに捉えていますので、今回のようにですね、議決を得るべき支出が適切な手続き踏まずに処理されているという点においてですね、やっぱりあの重大な瑕疵があるのではないかなと判断しまして、この２点改善を求めて認定議案に対して反対を申し上げるものです。以上です。

○議長（早川高光）

賛成の討論はありませんか。５番岡島ゆみこ議員。

○５番議員（岡島ゆみこ）

認定第１号令和６年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場から討論いたします。

提出された決算書や関係資料を確認いたしました。歳入につきましては、合計が３０億９９３万７、０２８円となり、予算を上回る収入が確保できたことは、組合運営の安定性を示していると思います。特に、クリーンセンターや温水プールの利用が増え、使用料収入が増えたことは、住民のニーズに応えている証拠だと評価します。

また、能登半島地震や鳥インフルエンザに伴う廃棄物の受入れ要請にも柔軟に対応されたことは大変意義のあることです。

歳出についても、執行率が９７．８パーセントと高く、予算を無駄なく使っただいたと受け止めています。衛生費の増額は、施設の維持管理や運営に欠かせない経費であり、安定的な廃棄物処理体制を保つためにも必要なものと理解します。公債費が増えたのは、マテリアルリサイクル推進施設建設事業債の元金償還が始まったことによるもので、将来を見据えた健全な支出だと考えます。

以上から、令和６年度事業は、適切かつ効率的に執行され、財政も健全に運営されたと判断し、認定第１号令和６年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定に賛成いたします。

○議長（早川高光）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終わります。

認定第１号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました、挙手多数です。認定第１号「令和６年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は終了しました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

令和７年東部知多衛生組合議会第２回定例会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました案件につきまして、お認めを賜り、厚くお礼を申し上げます。

組合議員の皆様方には、東部知多衛生組合の事業推進のため、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（早川高光）

これをもちまして、令和7年東部知多衛生組合議会第2回定例会を閉会します。

（閉会）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法
第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

早 川 高 光

4 番 議 員

近 藤 ひ ろ ひ で

7 番 議 員

鏡 味 昭 史